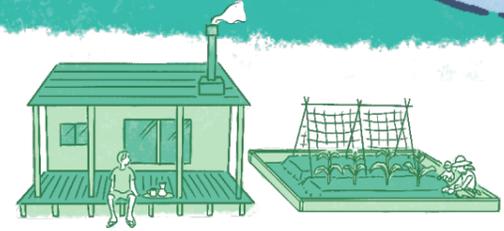


# 北杜市支援制度一覧



## 01 移住に関する支援制度



支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
移住支援金	東京圏から北杜市に移住し、就職や起業等の要件に該当する人を対象に、単身では60万円、世帯では100万円を支給します。また、世帯要件で18歳未満のお子様同伴での移住の場合、お子様1人あたり100万円を加算します。 <b>※諸条件あり</b>	ふるさと納税課 ☎0551-42-1324	
やまなし地域課題解決型起業支援金	山梨県に居住または居住予定の方で、地域の課題解決を目的としてイノベーションを伴う事業の起業等を検討している方を対象に最大200万円を支給します。 <b>※起業支援金と移住支援金を併用申請する場合は、先に起業支援金の交付認定を受ける必要があります。</b>	山梨県産業労働部 成長産業推進課 ☎055-223-1544	
転入子育て世帯家賃補助金	令和5年4月以降に転入し、民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に、家賃月額1/2最大2万円を、12ヶ月分補助します。 <b>※諸条件あり</b>	子育て政策課 ☎0551-42-1332	
奨学金返還支援事業助成金	北杜市内に定住し、かつ、就業している方又は求職者等が返還している奨学金（利息相当額含む）の一部又は全部を助成します。 <b>※諸条件あり</b>	ふるさと納税課 ☎0551-42-1324	

## 02 住宅に関する支援制度



支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
子育て世代マイホーム補助金 (※令和6年度をもって終了)	中学生以下の子どもがいる50歳未満の夫婦を対象に、新築・建売住宅の購入では最大150万円、中古住宅の購入・増築・リフォームでは最大100万円を支給します。 <b>※諸条件あり</b>	子育て政策課 ☎0551-42-1332	
北杜市移住定住お試し住宅	市営住宅の一室をお試し住宅としてご利用になれます。北杜市を体験・体感しながら、移住に向けた滞在拠点として利用いただくための住宅です。 <b>【利用期間】 2泊3日～7泊8日（利用料免除）</b>	ふるさと納税課 ☎0551-42-1324	

## 04 仕事に関する支援制度



支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
創業促進支援事業費補助金	北杜市内で新たに事業を開始する個人または法人を対象に、事業開始に必要な経費や空き店舗を利用した場合の賃借料の一部を補助します。 <b>※諸条件あり</b>	商工・食農課 ☎0551-42-1354	
定住促進就職祝金制度 (※令和5年度をもって終了)	北杜市の事業所等に正社員として就職し、市内に住民登録のある新規学卒者と40歳未満の転入就職者に祝金を支給します。 <b>※諸条件あり</b> <b>【参考】新規学卒者：3万円／転入就職者：2万円</b>	商工・食農課 ☎0551-42-1354	
合同企業説明会	一般求職者や新規学卒者を対象に、市内に事業所をもつ企業による合同企業説明会を年2～3回実施しています。企業の担当者と直接面談等を行うことができます。	商工・食農課 ☎0551-42-1354	
ほくとハッピーワーク	ハローワークと一体となって、「ほくとハッピーワーク」を開設しています。北杜市役所内にあるため、ハローワーク韮崎まで行かなくても就労支援が受けられます。 <b>支援対象者：生活保護受給者等、一人親世帯、子育て世代、障がい者、若年者、中高年齢者、移住希望者</b>	ほくとハッピーワーク ☎0551-42-1338	

## 05 農業に関する支援制度



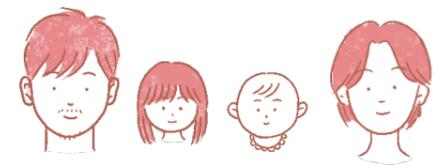
支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
新規就農者育成総合対策就農準備資金	就農に向けて、県で認めた研修期間等で研修を受ける50歳未満の人を対象に、最長2年間、年間150万円を支給します。 <b>※諸条件あり</b>	中北農務事務所 農業農村支援課 ☎0551-23-3292	
新規就農者育成総合対策経営開始資金	50歳未満の新規就農者を対象に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長3年間、年間最大150万円を支給します。 <b>※諸条件あり</b>	農業振興課 ☎0551-42-1350	
果樹王国やまなし就農支援事業	新規就農者(規模拡大を希望する農家子弟又は就農5年以内の新規参入者)に対して、農業機械のリース料を支援します。 <b>※農業機械の物件価格(税抜)の3分の1以内</b>	中北農務事務所 農業農村支援課 ☎0551-23-3292	
公益財団法人北杜市農業振興公社	農家の高齢化や後継者不足により増えている耕作放棄地を、新たな担い手に紹介し、農業の活性化・里山の保全に取り組みます。	北杜市 農業振興公社 ☎0551-25-2885	

# 02 住宅に関する支援制度



支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
空き家バンク制度	市内にある空き家を有効活用するため、物件所有者から登録していただいた市内の賃貸又は売却できる物件の利用を希望する移住希望者に対して、情報提供する制度です。 <b>※諸条件あり</b>	ふるさと納税課 ☎0551-42-1324	
空き家バンク登録物件リフォーム等補助金	空き家バンクに登録した物件の所有者と借受者または購入者を対象に、家財道具の処分、リフォームに係る経費を最大150万円補助します。 <b>※対象者や用途により条件が異なります。</b>	ふるさと納税課 ☎0551-42-1324	
市営住宅	住宅に困窮している方に対し、低廉な家賃で貸出する住宅です。 <b>※住宅により所得要件や世帯要件、通勤要件、居住実態等の条件があります。</b>	住宅課 ☎0551-42-1362	
子育て支援住宅	ミキハウス子育て総研「子育てにやさしい住まいと環境」の認定を受けた、子育てにやさしい仕様・面積・設備を備えた新しいコンセプトの住宅です。 <b>【参考】2LDK (71.1m<sup>2</sup>) 月額36,000円</b>	住宅課 ☎0551-42-1362	
就業者向け定住促進住宅	給与所得を受ける就業者向けに定住促進・少子化対策の一環として整備した住宅です。スーパーや診療所など、周辺に生活の基本となる施設が揃う環境です。 <b>【参考】3LDK (74.18m<sup>2</sup>) 月額48,000円</b>	住宅課 ☎0551-42-1362	
木造住宅耐震改修事業補助金	木造住宅耐震診断の結果、改修が必要と判断された木造住宅を基準値にするためにかかる工事費を最大120万円補助します。 <b>※諸条件あり</b>	住宅課 ☎0551-42-1362	
浄化槽設置費補助金交付制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅への合併浄化槽の設置にかかる工事費の一部を補助します。 <b>【参考】5人槽：332,000円</b>	環境課 ☎0551-42-1341	
生ごみ処理機（容器）購入補助金制度	一般家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、生ごみ処理機または生ごみ処理容器（いわゆる「生ごみコンポスト」）の購入に対し、購入費の2分の1（最大25,000円）を補助します。	環境課 ☎0551-42-1341	
北杜市再生可能エネルギー設備設置費に対する補助金	地球温暖化を防止する取組みの一つとして、CO2を排出しない自然エネルギーの普及を促進するため、5種類の再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入に対して設置費の一部を補助します。	環境課 ☎0551-42-1341	

# 03 子育てに関する支援制度



支援制度名	支援制度概要	担当窓口	詳細
出産・子育て応援事業	全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、面談等を通じて身近で相談に応じ出産・子育てを応援するため、出産・子育て応援給付金を支給します。 <b>※諸条件あり</b>	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
妊婦一般健診助成	安心して出産できるように、妊婦健診の助成をしています。母子健康手帳交付時に受診票をお渡しし、使用方法について説明します。	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
妊娠出産支援事業	妊娠・出産・子育て等に関する悩みに対して、保健師、助産師、栄養士、公認心理師等の専門職が妊産婦の不安や生活上の困りごとを軽減することを目的とし、安全・安心な子育てが行えるよう個別や集団にて支援しています。	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
子育て応援金支給事業	令和4年4月1日以降に出生した子どもを対象に、子育て応援金を支給します。 <b>【参考】出生時：第1子10万円/第2子以降30万円 第3子以降：満3歳に達する年度20万円/満7歳に達する年度50万円 ※諸条件あり</b>	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
養育支援訪問事業	妊娠中や出産後間もない家庭や育児が困難な家庭にヘルパー等を派遣し、育児・家事の援助、及び助言・相談等を行っています。	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
チャイルドシート等の購入補助	市内在住の6歳以下のお子様の保護者を対象に、購入金額の2分の1（上限額2万円）を補助します。 <b>※諸条件あり</b>	ネウボラ推進課 ☎0551-42-1401	
子ども医療費助成制度	市内在住の保護者を対象に、0歳から満18歳までのお子様の、医療費自己負担分について助成します。 <b>※要申請</b>	子育て政策課 ☎0551-42-1332	
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学生以下の児童を養育している方に手当を支給します。 <b>※諸条件あり</b>	子育て政策課 ☎0551-42-1332	
保育料・副食費の第2子以降無料化	国の制度で無償化の対象とならない第2子以降の保育料を無料にしています。また、第2子以降の副食費についても、免除・補助を行っています。	こども保育課 ☎0551-42-1402	
結婚新生活支援補助金（※令和5年度の事業です）	令和5年4月から令和6年3月に、婚姻届を提出し受理された40歳未満の夫婦を対象に、住宅家賃・引っ越し費用の補助を行います。 <b>※諸条件あり</b>	子育て政策課 ☎0551-42-1332	

その他の子育て支援制度・子育て情報は“やまねっと”で検索

やまねっと | Q